

〔解 説〕

1) 不適切である

老齢厚生年金に加給年金額が加算されるために必要な厚生年金保険の被保険者期間は原則 20 年です。

2) 不適切である。

配偶者に係る特別加算は、老齢厚生年金を受給している者の生年月日が 1934（昭和 9）年 4 月 2 日以後の場合に行われます。なお、特別加算の額は、生年月日に応じて段階的に定められ、生年月日が 1943（昭和 18）年 4 月 2 日以後の場合が最も高くなります。

3) 不適切である。

振替加算が加算されるためには、1926（大正 15）年 4 月 2 日から 1966（昭和 41）年 4 月 1 日までの間に生まれた老齢基礎年金の受給権者であることが加算要件の 1 つとなります。なお、振替加算の額は、1926（大正 15）年 4 月 2 日から 1927（昭和 2）年 4 月 1 日生まれが配偶者加給年金額と同額で、以後年齢が若くなるほど減額していきます。

4) 適切である。

振替加算は、繰下げ支給の増額の対象とならず、繰下げ待機期間中に受給することもできません。なお、繰上げ支給の場合は減額の対象とならず、65 歳から支給されます。加給年金額も同様の取扱いがなされます。

加給年金や振替加算は苦手意識を持つ人も多いと思われませんが、老齢年金の基本的な仕組みを理解した上で、加算要件、加算対象、額などについて覚えるようにしましょう。また、障害基礎年金・遺族基礎年金の子の加算、障害厚生年金の配偶者加給年金額などについても確認し、横断的に整理しておくといいでしょう。